

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、保険料納付済期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年6月から43年3月まで

私は、昭和40年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたが、平成23年9月になって、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間（脱退手当金支給済み）であるとして、年金事務所から申立期間の保険料を還付された。

しかし、いまさら40年以上も前に納付した国民年金保険料を還付されて、申立期間は年金受給額に反映されない期間であるとされても納付できない。還付された保険料を返納するので、申立期間を保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成17年10月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、現年度納付（2か月）及び申立期間後の過年度納付（20か月）により、国民年金保険料を納付済みとされていた。また、この記録統合後も、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金支給済み）ではあるものの、国民年金の強制被保険者期間として保険料が納付済みと記録されたままとなっていたが、23年6月になって過誤納として記録が訂正され、同年9月に申立期間の保険料は還付されている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、これが長期間にわたり国庫歳入金として扱われ

ていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることを踏まえ、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月から58年1月まで

私は、昭和56年3月にA市役所で婚姻届を提出した際、同時に国民年金に加入した。その時初めて、会社を退職した55年12月まで遡って国民年金保険料を納付しなければならないことを知った。

この分の国民年金保険料は、生活が苦しい中、一度に納付できないので、当該市役所窓口で受け取った手書きの白い正方形の支払用紙を用いて、2か月分ないし3か月分ずつ数回に分けながら、夫と私の二人分の保険料に上乘せして同市役所窓口で納付してきたのに、申立期間は、夫が納付済みであり、私が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月にA市役所で婚姻届を提出した際、同時に国民年金に加入したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び前後の被保険者の状況から、その約1年9か月後の57年12月頃に、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、加入時期において申立内容と一致しない。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、同年3月以前の期間の国民年金保険料は過年度保険料であり、同年4月以降の期間の保険料は現年度保険料であることから、それぞれの期間において納付方法が異なるものとなる。

そこで、申立期間のうち、現年度納付が可能な昭和57年4月以降の期間についてみると、申立期間直後の58年2月及び同年3月の2か月の国民年金保険料を現年度納付していることが、申立人の特殊台帳により確認できるが、当時、A市では、基本的に3か月単位の機械作成による納付書を発行してい

たとしていることから、当該保険料は、別途手書きによる納付書を用いて、分割して納付されたことがうかがえるとともに、申立人が市役所窓口で受け取ったとする「手書きの白い正方形の支払用紙」について、申立人に当時使用されていた社会保険事務所(当時)の国庫金納付書並びに同市における手書き及び機械作成の納付書を提示して確認したところ、申立人は、市の手書き納付書を指して、「これに間違いない。」と陳述している。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を現在まで完納している上、申立人が一緒に納付してきたとするその夫の保険料は、結婚当時において現年度納付が可能な昭和 55 年 4 月まで遡って納付した実績を有するとともに、それ以降 60 歳期間満了まで全て納付しており、申立人の納付意識の高さが認められることなどを踏まえると、申立期間のうち、10 か月間と短期間である 57 年 4 月から 58 年 1 月までの保険料については、申立人が市の手書き納付書を用いて、分割して現年度納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月以前の国民年金保険料については、前述のとおり、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた当時において、過年度保険料であり、別途国庫金納付書を用いて納付することとなるが、申立人は、当時の国庫金納付書を見て、「この長方形の納付書は使っていない。」と陳述している上、当該保険料の納付場所について、A 市役所の窓口以外に具体的な記憶がないと陳述しているが、同市では、市役所窓口及び市役所内の金融機関窓口での過年度保険料の収納業務は、取り扱っていないと回答している。

また、申立人が、申立内容のとおり、昭和 57 年 3 月以前の国民年金保険料を市の納付書を用いて、市役所窓口で現年度納付するためには、結婚当時において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したほか、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月以前の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から50年3月まで

私は、結婚と同時に国民年金に加入し、それ以来、国民年金保険料は、納付が遅れることがあっても未納が無いよう、私が夫の分も全て納付してきた。

申立期間は夫が納付済みであるのに、私が私の分のみを納付しないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が結婚した昭和45年4月以降、申立人は、59年9月に自身が厚生年金保険被保険者の資格を取得するまで、未納とされている期間は申立期間のみである上、申立人が国民年金保険料を納付してきたとするその夫は、60歳期間満了までの約30年間にわたり保険料を完納していることから、結婚後における申立人の納付意識の高さが認められるほか、申立人及びその夫共に数回にわたり保険料を過年度納付しており、申立人の未納解消の努力もうかがえる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの申立人及びその夫に係る市の領収証書を所持しているが、平成23年2月に申立人の領収証書に基づき記録が訂正されるまで、当該期間は申立人のみが未納とされていたことから、直前の申立期間における納付記録にも記録管理の誤りがある可能性が考えられる。

さらに、申立期間は9か月間と短期間である上、申立人の夫の申立期間における国民年金保険料は、申立期間直後に過年度納付していることなどを踏まえると、申立人の申立期間の保険料についても、申立人が同様に過年度納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月及び同年3月

私は平成6年2月に会社を退職後、時期は記憶していないが、A市役所に電話をして、同年4月に婚姻し、国民年金の第3号被保険者となるまでの申立期間の2か月間の国民年金保険料の納付について問い合わせた。

その後、申立期間の国民年金保険料を、婚姻前の名字及び住所が記載されていた納付書を使って、A市役所で納付した。納付時期は、平成6年4月中旬以降であったと記憶している。

納付した国民年金保険料額は、2万円程度であった。

私は、会社を辞めたら国民年金に加入しなければならないと意識していたし、申立期間の国民年金保険料を納付した自信がある。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、婚姻前の名字及び住所が記載されていた納付書を使って納付したと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、婚姻前である平成5年4月の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立人に対し、申立期間を含む平成5年度の現年度納付書が発行されていたと考えられ、申立人は当該納付書を使用して、申立期間の保険料を納付することが可能である。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」を見ると、申立期間を含む国民年金の資格履歴が記載されているが、厚生年金保険の加入に伴う国民年金の資格喪失日である平成5年5月1日以降の履歴は、同一筆跡で記載されているものと所見され、申立期間直後の6年4月以降に一括して記載

されたものと推定できることから、同年4月の時点で、申立人の国民年金への再加入手続が行われたものと考えられ、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

さらに、申立人が所持する年金手帳及び申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は厚生年金保険の資格の得喪に伴う国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間前の国民年金保険料を期限内に定期的に納付していることが確認できることから、申立人の国民年金制度への関心及び納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人が納付したと記憶する国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とほぼ一致している上、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和56年4月から同年6月まで

私は昭和45年4月に学校に入学して、A市の学生寮に住んでいた。父親は厳格な性格の会社員で、私及び姉に国民年金保険料を納付することの大切さを常々言い聞かせていたので、私が20歳になった頃に、父親が実家のB県で加入手続きを行い、私が結婚するまでの保険料を納付してくれていたものと思っている。

結婚後、自分自身で国民年金保険料を納付するようになってからは、そのような父親の影響もあって、納付を欠かさぬように努めてきた。申立期間③の保険料については、結婚後の他の期間と同様に役所で納付しており、きちょうめん几帳面な夫がいつも保険料の納付状況をチェックしていたので、未納であればすぐに夫からそれを指摘されて納付したはずであり、納め忘れていたとは考え難い。

申立期間について調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、婚姻後は自身で国民年金保険料を納付するようになり、納付を欠かさぬよう努めていた上、几帳面な申立人の夫がいつも保険料の納付状況をチェックしていたことから、保険料の納め忘れは考え難いとしているところ、申立人は、婚姻を契機に昭和51年7月に任意加入被保険者となって以降、申立期間の3か月を除き未納期間は無く、特殊台帳によると同年4月以降は保険料が現年度納付されている上、頻繁な転居に際

して、その都度適切に国民年金に係る転入手続を行っていることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえることから、申立期間③についても保険料が納付されたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、20歳になった頃に、その父親が郷里のB県で加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付してくれたと思うとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月に払い出されている上、特殊台帳によると、年金手帳の交付月が同年7月と記載されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金への加入手続はこの頃に行われたものと推認され、加入手続より前に申立期間①及び②の保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたはずだとするその父親は既に他界しており、これらの状況は不明である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は、昭和63年4月にA市からB市へ転居し、同市役所で転入手続を行った。その後、同市役所から連絡があり、国民年金に加入する必要があること、また、遡って2年間分の国民年金保険料を納付することができることについて説明を受けた。

そこで、当該市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、後日、納付書が送られてきた。納付書の形状は、横長で2枚ほどの用紙がつづられたものであった。

納付した金額については正確に覚えていないが、同居していた両親からも未納期間の国民年金保険料を納付するよう勧められたことから、この納付書により、昭和63年5月以降の天気の良い日に、自宅近くのC郵便局で、申立期間の保険料を一括納付したことを鮮明に記憶している。

ところが、申立期間については、未納期間とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和63年4月にB市に転居し、国民年金の加入手続を行った後、送付されてきた納付書で、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続が行われたものと推認され、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間となる。

さらに、年金事務所によると、申立期間当時、申立期間に相当する未納期間について、過年度納付書を発行していたとしている上、申立人が記憶している納付書の形状についても、社会保険事務所（当時）が発行していた過年度納付書の様式とほぼ一致しており、申立内容に不自然さはない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年9月9日から57年2月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を56年9月9日に、資格喪失日に係る記録を57年2月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月9日から57年3月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社C支店で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私が所持する年金手帳の厚生年金保険の記録欄には、A社の社名と所在地のゴム印が押され、雇用保険と同日の昭和56年9月9日に同社で被保険者となった旨の記載が有る。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人と一緒にA社C支店で勤務していたとする元従業員の陳述等から、申立人が、申立期間のうち、昭和56年9月9日から57年2月10日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の年金手帳を見ると、厚生年金保険の記録欄にA社の社名と所在地のゴム印が押され、被保険者となった日として、雇用保険被保険者の資格取得日と同日の昭和56年9月9日の日付が記載されていることが確認できるところ、申立期間に被保険者記録が有る前述の元従業員提出の年金手帳にも、厚生年金保険の記録欄に同社の社名と所在地のゴム印が押され、被保険者となった日として、オンライン記録と一致する日付が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人はA社で雇用保険に加入しているところ、オンライン記録において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員9人を抽出し、雇用保険の加入記録が確認できた7人全員の雇用保険と厚生年金保険の記録を調査したところ、被保険者期間はおおむね符合している。

加えて、前述の元従業員7人のうち、申立人と同職種であったとする1人は、「自身の入社時期と厚生年金保険の資格取得時期は一致する。」と陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年9月9日から雇用保険の加入記録における離職日の翌日である57年2月11日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の元従業員のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は保険料控除に係る資料が無く不明であるとしているものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年9月から57年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和57年2月11日から同年3月頃までの期間については、前述のとおり、雇用保険における申立人の離職日は同年2月10日と記録されているところ、申立人と一緒にA社C支店で勤務していたとする前述の元従業員も、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人の勤務期間は不明である。」としており、当該期間に係る勤務実態を確認することができない上、このほか保険料控除をうかがわせる事情等も認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年12月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成12年10月1日から16年4月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、12年10月は36万円、同年11月は38万円、同年12月から14年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月から15年4月までは41万円、同年5月から16年3月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から16年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成11年12月1日から12年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、11年10月1日の定時決定により、当初、41万円と記録されていたところ、同年12月1日の随時改定により、12年2月8日付けで28万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、B社提出の申立人に係る賃金台帳等を見ると、平成11年12月1日における随時改定の算定対象月に当たる同年9月から同年11月までの3か

月間の平均報酬月額は、標準報酬月額 44 万円に相当する上、同年 9 月に固定的賃金の変動があったことは確認できず、申立人について、当該随時改定が行われるべき事情はうかがえない。

また、申立人提出の給与明細書及び前述の賃金台帳等によると、申立人は、申立期間のうち、上記随時改定により標準報酬月額が減額された平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの期間に、42 万円から 56 万円までの給与を支給され、標準報酬月額 41 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A 社の事業主及びその妻の標準報酬月額が、申立人に係る上記随時改定の処理日と同日の平成 12 年 2 月 8 日付けで、10 年 4 月 1 日に遡って、大幅に引き下げられていることが確認できる上、多数の同僚の標準報酬月額についても、同日付けで、申立人と同様の随時改定により引き下げられていることが確認できる。

加えて、A 社に係る滞納処分票によると、同社は、平成 11 年 12 月から厚生年金保険料を滞納していることが確認できるところ、事業主は、「経営不振のため、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から、『(標準報酬月額の) 等級を低く届出することによって、滞納が解消される。』との指導を受けたので、それに従った。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、上記随時改定処理は事実即したものととは考え難く、申立人について、当該減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間のうち、平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、有効な随時改定処理があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が 11 年 10 月 1 日の定時決定の際に社会保険事務所に届け出た当初の 41 万円に訂正することが必要である。

なお、当該処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 12 年 10 月 1 日）で 28 万円と記録されているところ、当該処理については遡及処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 12 年 10 月 1 日から 16 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書並びに事業所提出の賃金台帳等により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成 12 年 10 月は 36 万円、同年 11 月は 38 万円、同年 12 月から 14

年1月までは41万円、同年2月は38万円、同年3月から15年4月までは41万円、同年5月から16年3月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年5月1日に、資格喪失日に係る記録を60年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月1日から60年2月21日まで

私は、昭和58年5月にA社へ正社員として入社し、60年3月に同社が倒産するまで、C国のB市において同社の駐在員として勤務していた。

年金事務所において厚生年金保険の裁定請求手続を行ったところ、A社に係る加入記録が無いことを初めて知った。

当時の採用通知書及び給与支払明細書の一部を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の採用通知書によると、申立人は、昭和58年5月1日付けでA社に正社員として採用されたことが確認できる上、当時の同僚から、「申立人は、昭和58年5月からA社が倒産した60年3月まで、同社のC国駐在員として勤務していた。」との陳述が得られたことなどから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の採用通知書によると、「昭和58年5月1日付けで厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させる。」旨記載されているところ、申立人が提出している昭和58年5月分から同年8月分までの給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料及び健康保険料が源泉控除されていることが確認できる。

他方、申立期間のうち、昭和58年9月1日以降の期間については、給与支払明細書の提出は得られず、給与支給額及び保険料控除額を確認することがで

きないが、申立人は、「A社からの毎月の給与振込額に大きな変動はなかった。」と陳述しているところ、申立人提出のD銀行普通預金口座明細によると、同年9月から60年1月までの期間も一定の金額が継続して振り込まれていることが確認できる上、申立期間の終期と重なる同年2月の振込額は、上述の給与支払明細書において確認できる給与差引支給額とほぼ一致している。

また、当該期間中に、申立人の雇用上の身分及び業務内容等に変動が生じていたとする事情等は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の上記の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時における二人の事業主のうち一人は、保険料を納付したか否かについては不明としているほか、他の事業主も既に死亡しているため、当時の事情を確認することができないものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年5月から60年1月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から同年9月1日まで

私は、昭和46年4月から同年8月末日まで、A社C営業所にD職として勤務していた。

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における資格喪失日が昭和46年6月1日となっており、申立期間が未加入期間となっている。

昭和46年9月1日にE校の昼間部に編入する直前まで、勤務していたことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の入退社記録簿及び任命簿等により、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、A社における当時の労務課長は、「A社では、従業員が勤務していた全ての期間を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたので、申立人が退職するまでの期間の給与から、保険料を継続して控除していたものと考えられる。」旨回答している。

さらに、オンライン記録において、申立期間当時、A社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した25人に事情照会し、19人から回答が得られたところ、ほぼ全ての者が、「自身が勤務していた期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。」と回答している。

加えて、上記の入退社記録簿において、退職日が申立人と同じく昭和46年8月31日と記録されている同僚からは、「私は、入退社記録簿のとおり昭和46年8月末日まで勤務しており、退職するまでの期間も、毎月の給与から保険料を継続して控除されていた。」旨の回答が得られた。

また、申立期間において、申立人の雇用上の身分及び業務内容等に変動が生じていたとする事情等は見当たらなかった。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「確認する資料が無く不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月1日から21年4月21日まで
年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて低く記録されている。
給料明細書を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出のA社における給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与支給額よりも低く報酬月額の届出を行い、申立人主張の報酬

月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年10月1日から21年4月21日までの期間について、申立人は、上記の給料明細書において、オンライン記録を上回る給与を支給されていたことが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年11月は28万円、同年12月から15年3月までは18万円、同年4月から同年10月までは22万円、同年11月から16年4月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成13年11月から16年4月までの標準報酬月額が、実際の支給額と比べて大幅に相違していることが分かった。申立期間の給与支払明細書を提出するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成13年12月、14年3月、同年5月から同年10月までの期間、同年12月から16年1月までの期間、同年3月及び同年4月の給与支払明細書において確認できる報酬月額並びに厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成 13 年 12 月、14 年 3 月、同年 5 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月から 15 年 3 月までの期間は 18 万円、同年 4 月から同年 10 月までの期間は 22 万円、同年 11 月から 16 年 1 月までの期間、同年 3 月、同年 4 月は 18 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 13 年 11 月、14 年 1 月、同年 2 月、同年 4 月、同年 11 月及び 16 年 2 月については、保険料控除額及び報酬月額が確認できる資料は無いものの、13 年 11 月は、申立人の同僚 3 人が保管する給与支払明細書によると、いずれも保険料控除額は前月と同額であり、給与支給額は、基本給及び諸手当の合計額となっていることから、申立人についても、同月の保険料控除額は前月と同額であり、給与支給額は、前月の基本給及び諸手当の合計額となっていたものと考えられること、14 年 1 月、同年 2 月、同年 4 月、同年 11 月及び 16 年 2 月については、それぞれの前後の月において、18 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることなどを踏まえて総合的に判断すると、13 年 11 月の標準報酬月額は 28 万円、14 年 1 月、同年 2 月、同年 4 月、同年 11 月、16 年 2 月の標準報酬月額は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立人の給与収入を証明する書類等から推認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年10月から13年7月までの期間、14年2月から同年11月までの期間は41万円、同年12月から16年3月までの期間は38万円、同年4月から同年7月までの期間は36万円、同年8月は38万円、同年9月から18年6月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主（A社及びB社）は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年10月1日から12年4月11日まで
② 平成12年4月11日から13年8月1日まで
③ 平成14年2月1日から同年11月11日まで
④ 平成14年11月11日から18年7月1日まで

ねんきん定期便により、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額が明らかに低い額となっていることが分かった。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成12年12月、14年9月から同年12月までの期間、15年2月、同年4月から同年6月までの期間、同年11月から16年5月までの期間及び同年7月から18年6月までの期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額並びに厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間について、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、申立期間①及び②のうち、平成12年12月を除く期間については、申立人は給与支払明細書を所持していないところ、申立人に係る口座元帳の記録

により、申立期間①及び②並びにその前後でオンライン記録上の標準報酬月額が41万円である期間を通じて、ほぼ同額の給与振込額が確認できること、給与支払明細書が有る同年12月の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額はいずれも41万円であること、事業主は、「A社及びB社における給与・福利厚生に係る取扱いは同じであった。」旨陳述していること、及び事情照会を行った同僚は、「申立人はA社及びB社での在籍期間を通じて変わりなく勤務していた。」旨の陳述を得られたこと等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多い保険料額を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③及び④のうち、給与支払明細書の無い平成14年2月から同年8月までの期間、15年1月、同年3月、同年7月から同年10月までの期間及び16年6月については、その前後の期間に係る給与支払明細書、事業主及び同僚の陳述により推認できる報酬月額並びに厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多い保険料額を給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成11年10月から13年7月までの期間、14年2月から同年11月までの期間は41万円、同年12月から16年3月までの期間は38万円、同年4月から同年7月までの期間は36万円、同年8月は38万円、同年9月から18年6月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びB社の事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する給与支払明細書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び賃金台帳において確認又は推認できる報酬月額若しくは厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所（当時）の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、同社を昭和54年3月31日付けで退職しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年4月1日であるはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る在職証明書、社員カードの写し及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、B社の担当者は、「当社は、法に^{のつと}則った事務処理を行っていたと思われるので、申立人についても勤務実態に沿った届出及び保険料控除を行っていたとは思ふ。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和54年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年4月1日から17年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年3月26日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、17年9月は50万円、同年10月から18年2月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年9月から18年2月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から18年3月26日まで
② 平成18年3月26日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成16年4月1日から18年3月26日までの期間（申立期間①）に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額と大きく相違していることが分かった。また、退職月である同年3月（申立期間②）の被保険者記録が無い。申立期間①及び②の給与明細書等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年4月1日から17年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、16年12月13日付けで、同年4月1日に遡って26万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、A社において、申立期間に被保険者記録

のある者のうち、申立人の遡及減額訂正処理が行われた平成16年12月13日時点で記録がある従業員7人（申立人を除く。）全員の標準報酬月額が、申立人と同日付けで、同年4月1日まで遡って大幅に減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、同事業所は平成6年頃から厚生年金保険料を滞納し始め、16年12月10日の欄には、同事業所の事業主の妻と社会保険事務所職員との間で、保険料の納付について協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、申立人が提出した給与明細書によると、当該期間における申立人の報酬月額は50万円程度で推移し、当該報酬月額に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、元事業主の妻は、「申立人は、B職及びC職の責任者であった。」旨回答していることから、申立人は社会保険事務には関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成16年12月13日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年4月から17年8月までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成17年9月1日）に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

しかし、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年3月26日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成17年9月は50万円、同年10月から18年2月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主の妻は不明と回答しているものの、A社提出の厚生年金保険被保

険者報酬月額算定基礎届の標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社は、申立期間当時の厚生年金保険料は当月控除であったとしているところ、申立人は、同事業所における被保険者資格を喪失した平成18年3月に係る給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人の退職日について、申立人自身及びA社の元事業主の妻は、いずれも「給与の締め日である平成18年3月25日であった。」旨陳述しているところ、雇用保険の加入記録においても、申立人の離職日は平成18年3月25日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と定められており、同法14条において、資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成18年3月26日であり、制度上、同年3月は、A社における厚生年金保険の被保険者期間とはならないため、同年3月については、厚生年金保険被保険者期間とは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月25日は88万8,000円、20年7月25日は87万9,000円、同年12月25日は109万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月25日

ねんきん定期便を見ると、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成19年7月以降に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が全て無かったが、当該期間のうち、賞与支給明細書を所持していた一部の期間については、年金事務所において年金記録の訂正を行ってもらった。

しかし、所持していない賞与支給明細書からも厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成19年分及び20年分の給与所得の源泉徴収票、賞与等振込口座の預金通帳の写し及び申立人と同職種であった複数の同僚の申立期間に係る賞与支給明細書等から、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、それらの資料において推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成19年7月25日は88万8,000円、20年7月25日は87万9,000円、同年12月25日は109万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成19年以降に支給した賞与に係る届出を、社会保険事務所（当時）に届けていない。」旨陳述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年7月25日、20年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成6年7月から同年10月までは28万円、同年11月から7年9月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年10月1日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額に見合う標準報酬月額より低額となっていた。在籍中に給与額が下がることはなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成5年10月の定時決定により28万円と記録されていたところ、6年7月の随時改定により18万円に減額されていることが確認できる。

また、申立人と同職種の同僚二人は平成6年4月の随時改定により減額されており、当該二人が所持する給与明細書から同年4月から7年9月までの期間に係る厚生年金保険料控除額及び給与支給額について検証を行ったところ、当該期間は、それぞれ同額の厚生年金保険料が控除されており、その控除額は、それぞれの5年10月の定時決定における標準報酬月額に対応する厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、上記同僚二人の当該期間に係る給与支給額については、大幅な変動は見られず、また、各月の給与支給額に見合う標準報酬月額は、それぞれのオンライン記録の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月

額を上回る額となっていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び給与支給額について確認できる資料を所有していないものの、上記同僚二人と同様に、平成5年10月の定時決定における標準報酬月額（28万円）に対応する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されており、かつ、給与支給額については、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成6年11月の厚生年金保険料率改定前は28万円、改定後は24万円）を上回る額の標準報酬月額に相当する額であったものと推認される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記のとおり推認できる保険料控除額から、平成6年7月から同年10月までは28万円、同年11月から7年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年8月31日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、5年3月1日から6年10月1日までは当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、5年3月から同年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から16年12月1日まで

私は、平成3年4月3日から16年11月30日までA社に勤務していた。申立期間の給与明細額と社会保険事務所(当時)に届け出られている標準報酬月額が相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年9月1日から6年3月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録については、i) 申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、月額32万円から36万円までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる、ii) 事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる等として、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、22年8月31日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額が、当初、申立期間のうち、平成5年3月から同年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは36万円と記録されていたところ、同年3月2日付けで5年3月1日に遡及して、26万円に引き下げられていることが判明した。

また、A社における被保険者のうち、事業主及び同僚17人についても、平成6年3月2日付けで、4年11月1日及び5年3月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

なお、同僚の一人の陳述内容から、当時、A社の経営状態が厳しかったことがうかがえる。また、同社に係る当時の不納欠損決議書は残存していないものの、現存している同決議書によると、同社は保険料の滞納があることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本の役員欄には、申立人の氏名は記録されていない上、申立人は、同社のB部とC部に勤務していたとしていることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間のうち、平成5年3月1日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年3月から同年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年4月から17年7月までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、15年4月から同年12月までは19万円、16年1月から17年7月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年6月から19年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万円とされているが、申立人は、当該訂正前の11万円を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年6月及び同年7月は22万円、同年8月から同年12月までは16万円、19年1月から同年3月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前（平成18年6月から19年3月までの期間は事後訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月4日から17年8月21日まで
② 平成18年6月9日から21年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人に係る給与振込通帳、源泉徴収票並びに市民税・県民税証明書により推認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成15年4月から同年12月までの期間は19万円、16年1月から17年7月までの期間、18年6月、同年7月は22万円、同年8月から同年12月までの期間は16万円、19年1月から同年3月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額を実際の報酬月額よりも低い額で社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めている上、申立期間のうち、平成18年6月から19年3月までの期間については、当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は申立人に係る標準報酬月額について訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前（平成18年6月から19年3月までの期間は事後訂正前）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年4月から21年2月までの期間については、申立人に係る源泉徴収票及び市民税・県民税証明書から推認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（当該期間のうち、標準報酬月額が事後訂正されているが、訂正後の額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当する20年9月から21年2月までの期間については、年金額の計算の基礎となる当該訂正前の標準報酬月額）と同じ額である。

このほか、申立期間のうち、平成19年4月から21年2月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和28年11月10日から同年11月11日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月11日であると認められることから、当該資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和28年12月28日から29年1月1日までの期間について、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和35年12月30日から36年1月1日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月10日から同年11月11日まで
② 昭和28年12月28日から29年1月1日まで
③ 昭和35年12月30日から36年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。

私は、昭和23年にA社の前身会社に入社した後、45年に退社するまでの期間、継続してA社及びその関連会社のE課等で勤務しており、途中で退職したことは無い。

申立期間①及び②は、A社所有のF船に研修のため乗ったことにより、船員保険被保険者となった期間の前後の時期に当たり、申立期間③は、出向先のC社からA社に復帰した時期に当たるが、いずれの期間も継続して勤務していたので、申立期間①及び③については厚生年金保険被保険者であったことを、申立期間②については船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人は、「社命により、G職としてA社所有のF船に乗ったが、継続して同社の社員として勤務していた。」と陳述しているところ、複数の元同僚が、「申立人は、A社の命令によってF船に乗り、その前後を通じて継続して勤務していた。」と陳述しており、B社も、「申立期間①及び②当時、申立人は、A社に勤務していたと考えられる。」と回答していることから、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、昭和28年11月11日にA社において船員保険被保険者資格を取得しているところ、申立人がF船から降りた後に、G職担当者として同船に乗ったとする元同僚が提出した船員手帳を見ると、同手帳の交付日が同人の船員保険被保険者の資格取得日と同日とされていることが確認でき、申立人についても同様の取扱いがなされ、同社で船員保険被保険者資格を取得するまでは、同社の厚生年金保険被保険者であったと考えられることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日については、同年11月10日から同年11月11日へ訂正することが妥当である。

申立期間②について、申立人は、「F船を降りたのは昭和28年12月末であった。同年同月分の給与からは、船員保険料が控除されたはずである。」と陳述しているところ、B社は、「昭和28年12月の厚生年金保険料又は船員保険料のいずれかを、申立人の給与から控除したと考えられる。」と回答しており、元同僚の一人も、「月途中で下船した場合、その月は、船員保険料が給与から控除されたと思う。」と陳述している。

また、前述の船員手帳からは、当該元同僚の「雇止日」(下船日)として、月途中の日付が記載されていることが確認できるところ、オンライン記録を見ると、同人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日及び厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも当該「雇止日」の翌月1日とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③については、複数の元同僚の陳述から判断して、申立人が、A社の関連会社であるC社において継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚が、「社会保険の記録上は、途中でA社へ復帰したようになっているが、実際は、継続してC社での業務に従事しており、昭和35年12月についても、従前どおりの給与から厚生年金保険料の控除がなされていた。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年11月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月1日から同年4月1日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和48年8月1日から49年8月1日までの期間における申立人の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、同年6月及び同年7月を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和50年11月22日から同年12月1日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月1日から同年11月1日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和51年11月1日から52年7月1日までの期間における申立人の標準報酬月額の記録については、12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 11 月 22 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 51 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで
⑥ 平成 15 年 4 月 1 日から 17 年 6 月 12 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①、③及び④の加入記録が無いとの回答を受けた。また、申立期間②、⑤及び⑥については、当該期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間①は、A社からB社に転籍した時期であるが、両事業所は同じ建物内にあり、社長も父と息子という関係だった。また、両事業所での業務内容に変化はなく、申立期間の給与も以前と同様に支給されており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、B社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。唯一保存していた昭和 49 年 6 月の給与明細書には、標準報酬月額 17 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間③は、B社がD社に営業譲渡された時期に当たるが、営業譲渡前後も業務内容に変化はなく、給与も以前と同額が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間④については、C社の入社日は昭和 51 年 10 月 1 日であり、同年 10 月の給与明細書で給与が支払われていることが確認できるので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間⑤及び⑥については、C社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元従業員の陳述から判断すると、申立人は、A社及び関連事業所のB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないものの、申立人は「異動になったのは、昭和45年4月のA社の廃業時だった。」と陳述しており、昭和45年4月25日にA社の被保険者資格を喪失している同僚も、申立人が申立期間①においてB社で勤務していた旨陳述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和45年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人は、B社に勤務していた期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、昭和49年6月を17万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和49年7月については、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書はないものの、直前の同年6月の給与明細書及び直後の同年8月の随時改定の記録から判断すると、当該月も直前の同年6月と同額の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できることから、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は昭和50年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和48年8月から49年5月までの期間については、申立人は給与明細書を保管しておらず、B社は50年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、当該期間当時の取引先の陳述から判断して、申立人は、B社及び事業譲渡先のD社に継続して勤務し(B社からD社に転籍)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、これを確認できる資料等はないものの、申立人は、昭和50年12月1日にD社で雇用保険の被保険者資格を取得しており、当時の同僚の一人が「D社に営業譲渡されたとき、申立人はB社に勤務していた。」と陳述していることから、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和50年10月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B社は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和50年11月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人と同様、同日に被保険者資格を喪失している同僚が5人おり、このうち、申立人及び4人が事業譲渡先のD社において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間において、B社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③において適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなった旨の届出を行ったことが

認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてC社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、「申立期間④は、申立人の見習期間であったと考えられ、厚生年金保険に加入する前の期間の保険料を過って控除したのではないか。」として、事務手続の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑤及び⑥については、申立人は、C社に勤務していた期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、前述のとおり、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け出ており、その標準報酬月額に見合う保険料しか納めていないと考えられる。」と回答していることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥については、当該期間のうち、平成15年4月から17年3月までの期間は、申立人から提出された給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間⑥のうち、平成17年4月及び同年5月については、給与明細書から保険料控除額を確認できず、C社も、「当社が保管している従業員名簿等では、申立人に対する当該月の給与支払について確認できない。」と回答しているため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料

控除額を確認することはできない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 62 年 12 月に A 社を退職後、63 年 1 月に 1 か月間だけ B 社に勤務し、同年 7 月に C 社に就職した。

ねんきん特別便によると、この当時における申立期間の 7 か月間の国民年金保険料が未納とされている。約 24 年も前のことであり、私に当時の具体的な記憶はないが、この頃、納付書が届いていたと思うので、私の性格から納付書が届けば保険料を納付している。

申立期間に納付記録がないか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 5 年 11 月に結婚と同時に C 社を退職しているが、申立人が所持する年金手帳には結婚後の名字及び住所が記載されていることから、同年金手帳は結婚以降に交付されたことがうかがえるとともに、その加入手続は、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況等から、6 年 2 月又は同年 3 月頃に初めて行われたものと推定され、遡って申立期間に係る第 1 号被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できるほか、このことは、同年金手帳における「国民年金の記録(1)」欄の申立期間に係る資格取得日及び資格喪失日がまとめて記載されていることからもうかがえる。この場合、申立期間は、当該加入手続が行われるまで国民年金の未加入期間であり、申立人に国民年金保険料の納付書が送付されてくることは考え難い上、当該加入手続が行われた当時において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができないものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付する

ためには、結婚前に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に改めて国民年金の加入手続及び申立期間における保険料の納付状況について聴取したが、よく覚えていないとして記憶が明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から14年3月まで

私が大学院生の時、収入が無いことから、A市B出張所の窓口で学生納付特例制度があるので利用しないかと勧められ、申立期間に係る私の学生納付特例制度の申請及び妻の免除制度の申請を一緒に行った。

しかし、その時の担当者からは、申立期間の国民年金保険料について、後に納付しなければならないという説明は一切無かったが、その後、申立期間の保険料を納付しないと将来受給する年金額が減ることを知り、私自身が私と妻のそれぞれ1年分の保険料を、A市B出張所で一緒に追納したことを私も妻もよく覚えている。追納した時期は、正確には覚えていないが、平成15年ないし16年の春頃であったと思う。

申立期間が納付済期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、学生納付特例期間及び免除期間に対する国民年金保険料の追納については、10年以内に追納申込書を社会保険事務所（当時）に提出し、承認を得た上で、社会保険事務所が発行する国庫金納付書を用いて納付するものとされているところ、申立人夫婦のオンライン記録からは、現在まで追納申込を行ったことをうかがわせる事跡は見当たらない上、A市では出張所を含めて、国庫金納付書による保険料の収納業務を取り扱っていないことが、これまでの調査により確認されている。

また、申立人夫婦のオンライン記録を見ると、夫婦共に申立期間直後の平成14年4月及び申立人がC社に就職し、厚生年金保険被保険者の資格を取得する直前の同年5月の2か月の国民年金保険料を、遡って15年2月26日に納付するとともに、申立人が同社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を

喪失した同年12月から16年12月までのそれぞれ1年1か月の夫婦の保険料を、同年11月2日に一括して納付していることが具体的に確認でき、その内容は、申立人が申立期間の保険料を追納したと思うとする時期及び納付月数とおおむね符合していることなどを踏まえると、申立人の記憶は、納付場所を除き、これらの保険料納付の記憶である可能性が考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したと思うとする時期は、保険料の徴収事務が国に一元化された平成14年4月以降であり、機械作成による納付書の発行、収納機関からの電磁的データによる収録など、事務処理の機械化が一層促進されていることから、保険料の収納及び記録管理における事務的過誤は考え難い上、夫婦一緒に納付したとする保険料の納付記録が、夫婦同時に欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

夫が大学院生の時、収入が無いことから、A市B出張所の窓口で学生納付特例制度があるので利用しないかと勧められ、申立期間に係る夫の学生納付特例制度の申請及び私の免除制度の申請を一緒に行った。

しかし、その時の担当者からは、申立期間の国民年金保険料について、後に納付しなければならないという説明は一切無かったが、その後、申立期間の保険料を納付しないと将来受給する年金額が減ることを知り、夫が自身と私のそれぞれ1年分の保険料を、A市B出張所で一緒に追納したことを夫も私もよく覚えている。追納した時期は、正確には覚えていないが、平成15年ないし16年の春頃であったと思う。

申立期間が納付済期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、学生納付特例期間及び免除期間に対する国民年金保険料の追納については、10年以内に追納申込書を社会保険事務所（当時）に提出し、承認を得た上で、社会保険事務所が発行する国庫金納付書を用いて納付するものとされているところ、申立人夫婦のオンライン記録からは、現在まで追納申込を行ったことをうかがわせる事跡は見当たらない上、A市では、出張所を含めて国庫金納付書による保険料の収納業務を取り扱っていないことが、これまでの調査により確認されている。

また、申立人夫婦のオンライン記録を見ると、夫婦共に申立期間直後の平成14年4月及び申立人がC社に就職し、厚生年金保険被保険者の資格を取得する直前の同年5月の2か月の国民年金保険料を、遡って15年2月26日に納付するとともに、申立人が同社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪

失した同年12月から16年12月までのそれぞれ1年1か月の夫婦の保険料を、同年11月2日に一括して納付していることが具体的に確認でき、その内容は、申立人の夫が申立期間の保険料を追納したと思うとする時期及び納付月数とおおむね符合していることなどを踏まえると、夫の記憶は、納付場所を除き、これらの保険料納付の記憶である可能性が考えられる。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を追納したと思うとする時期は、保険料の徴収事務が国に一元化された平成14年4月以降であり、機械作成による納付書の発行、収納機関からの電磁的データによる収録など、事務処理の機械化が一層促進されていることから、保険料の収納及び記録管理における事務的過誤は考え難い上、夫婦一緒に納付したとする保険料の納付記録が、夫婦同時に欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から61年3月まで

私は、出産を控えていた昭和46年2月頃に会社を辞め、A市B区から転居した同年3月に、C市役所で厚生年金保険から国民年金への変更を行った。国民年金保険料は、金融機関で夫の分と一緒に納付していた。夫の保険料が納付済みになっているが、私の保険料は納付となっていない。

申立期間の国民年金保険料が納付となっていないのは、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和46年3月30日付けでC市が発行した納付書兼領収証書を見ると、申立期間のうち、同年2月及び同年3月の領収印は押されていない。

また、申立人及びその夫に係るオンライン記録を見ると、申立期間のうち、昭和46年2月から49年3月までの夫の国民年金保険料は未納の記録となっており、申立期間直後の61年4月から63年3月までの国民年金保険料について、申立人は申請免除となっているが、その夫は納付の記録となっていることから、夫婦と一緒に納付していたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は182か月と長期間であり、申立人の国民年金保険料の収納及び記録管理に連続して事務的過誤が生じたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年5月まで

私は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではない個人の事業所に勤務していた。

当時、私は両親と同居しており、仕事で得た収入のほとんどを母に渡していたこともあって、母からは、私の国民年金保険料をちゃんと支払ってあるからと聞いていた。

このことから、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料の納付も行っていたはずである。

その母は、亡くなっており当時の詳細は分からないが、申立期間が国民年金の未加入期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に払い出されていることが確認でき、申立人の前後の記号番号の被保険者資格の取得記録から、申立人の国民年金の加入手続きは、同年8月頃に行われたと推定できることから、申立内容と符合しない。

また、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和50年8月から国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は昭和58年12月に婚姻するまでは、その両親と共に同一住所に居住しており、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと陳述しているが、同一市区町村内において、申立人に対して2度手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

加えて、申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険

料の納付に関与しておらず、これらを担当したとする申立人の母親は既に死亡していることから、当時の納付方法等の詳細な事情は不明であり、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付に関する事情を酌み取ることができなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月及び同年4月並びに同年5月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月及び同年4月
② 昭和46年5月から49年3月まで

私が昭和46年3月に会社を辞めて実家に戻った頃に、母が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの申立期間①の国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

また、結婚後の申立期間②の国民年金保険料については、私が夫婦二人分を3か月ごとに集金人に納付していた。その時、集金人が手帳に検認印を押してくれていたことを覚えている。夫の手帳には検認印があり、私にも検認印が押された手帳があったが紛失してしまった。

申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月に婚姻後の住所地であるA市で払い出されていることが確認でき、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年3月16日作成の日付が確認できることから、申立人はこの頃に同市で国民年金の加入手続きを行い、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した46年3月10日まで遡って、国民年金の被保険者資格を取得したと考えられ、この49年3月の国民年金の加入手続き時点において、申立期間①及び②のうち、46年5月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない（その後、平成21年10月13日に厚生年金保険との期間重複のため、国民年金の資格取得日は昭和46年3月11日に訂正されている。）。

また、この国民年金の加入手続き時点において、申立期間②のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に

納付することはできず、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間②のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、申立人が現在所持する国民年金手帳には印紙検認印は無く、保険料納付を行ったとする事跡は確認できなかった。

加えて、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付については、申立人は、その母親が行ってくれたと思うと陳述しており、申立人自身は直接関与しておらず、これらを行ったとするその母親は既に亡くなっている。

また、申立期間②については、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付し、その夫と共に年金手帳に検認印を押してもらったと陳述しているが、申立人はその母から年金手帳はもらっていないとも陳述しており、別にあったとする年金手帳についての陳述内容は明確ではない。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は合計すると37か月と長期間の申立てであり、このような長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和45年3月にA社を退職し、B県C市からD県E市に転居した。その時には国民年金についての知識が薄く、すぐには加入しなかったが、転居後しばらくして自宅に来た同市役所の職員から、国民年金の加入を勧められて加入したが、どのように手続したか覚えていない。

国民年金保険料の納付については、A社を退職後の昭和45年4月からの未納保険料を納付するように言われたので、先にその未納期間について、夫婦二人分の保険料を分割して2か月分又は3か月分ずつ、毎月、私の妻が集金人に納付した。しばらく納付したら、集金人からもう追いつきましたと言われ、集金人が家に来なくなったので、その後の保険料は金融機関で納付したと思う。

しかし、記録では申立期間が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A社を退職後の昭和45年4月からの未納保険料を納付するように言われたので、先にその未納期間について、夫婦二人分の保険料を分割して2か月分又は3か月分ずつ、毎月、申立人の妻が集金人に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年4月頃に払い出されていることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったと推認され、当該加入手続時期からすると、申立期間の保険料を集金人に納付するには、制度上、同年4月中に納付しなければならないこととなっており、申立人が主張する納付方法は、当時の取扱いと異なっている。

また、申立人が国民年金に加入手続を行った時期からすると、申立期間の国

民年金保険料は一括で現年度納付することは可能であるが、申立人は、当時の経済状況等から申立期間の保険料を一括納付していないとしている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和45年3月にA社を退職し、B県C市からD県E市に転居した。その時には国民年金についての知識が薄く、すぐには加入しなかったが、転居後しばらくして自宅に来た同市役所の職員から、国民年金の加入を勧められ加入したが、どのように手続したか覚えていない。

国民年金保険料の納付については、A社を退職後の昭和45年4月からの未納保険料を納付するように言われたので、先にその未納期間について、夫婦二人分の保険料を分割して2か月分又は3か月分ずつ、毎月、私が集金人に納付した。しばらく納付したら、集金人からもう追いつきましたと言われ、集金人が家に来なくなったので、その後の保険料は金融機関で納付したと思う。

しかし、記録では申立期間が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A社を退職後の昭和45年4月からの未納保険料を納付するように言われたので、先にその未納期間について、夫婦二人分の保険料を分割して2か月分又は3か月分ずつ、毎月、申立人が集金人に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年4月頃に払い出されていることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったと推認され、当該加入手続時期からすると、申立期間の保険料を集金人に納付するには、制度上、同年4月中に納付しなければならないこととなっており、申立人が主張する納付方法は、当時の取扱いと異なっている。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期からすると、申立期間の国

民年金保険料は一括で現年度納付することは可能であるが、申立人は、当時の経済状況等から申立期間の保険料を一括納付していないとしている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの期間及び17年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月及び同年5月
② 平成13年6月から14年3月まで
③ 平成17年2月から同年5月まで

私は、申請免除期間の国民年金保険料を追納しようと思い立ち、自宅にあった現金を集めて合計24万円を用意し、平成21年10月2日にA社会保険事務所(当時)へ行き、1階の窓口で女性の職員と相談した上、用意した現金の範囲で納付が可能であった申立期間①、②及び③の16か月分の保険料をその窓口で追納した。この間に納付書は一切見ていない。

その後、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を追納したにもかかわらず、追納できる期限が迫っているとの通知を受けたので、B年金事務所へ照会したが、追納の記録は無いと回答された。しかも、2か月ほど調査された上、このままでは追納の期限が順次過ぎて追納できなくなると言われたので、やむを得ず納付書を送ってもらい、平成23年6月に申立期間②の保険料を追納したが、申立期間①は既に時効で納付できなかった。

については、申立期間①及び③を納付済みに訂正してほしい。また、申立期間②については、やむを得ず重複して追納したので、国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年10月2日にA社会保険事務所の窓口で、申請免除期間であった申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を現金で追納し、その間、納付書は一切見ていないとしているが、追納申込日及び追納受付日から、同年10月2日に受け付けられたことが確認できるB年金事務所保管の「国民年金

保険料追納申込書」を見ると、申込者欄及び申込書に押されている「窓口交付済」とのゴム印中の氏名欄に、申立人の署名が確認できる。当該ゴム印について同事務所では、追納申込者に納付書を発行した場合に押し、併せて納付書の受領確認のため署名を求めているとしており、納付書は一切見ていないとする申立内容と一致しない上、保険料を金融機関及びコンビニエンスストアで追納するための納付書を受領しながら、同時に窓口で保険料を追納したと考えるのは不自然である。

また、年金事務所において、現金による領収が行われた場合には、「原符」が保管されることとなっているが、B年金事務所において、平成21年10月2日付けの「原符」を全て確認したが、申立人から現金を領収した記録は無い上、現金で領収を行う職員は決められているところ、申立人を担当した職員はその担当とはなっていない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 45 年 8 月までの期間及び 46 年 8 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 45 年 8 月まで
② 昭和 46 年 8 月から 49 年 12 月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、夫が行ってくれた。

私の年金を請求する際に年金記録を確認すると、同じ年の夫は国民年金保険料を完納しているが、私には未納及び未加入期間があると分かった。夫は私の保険料も一緒に納付したと言ってくれているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、昭和 52 年 9 月頃に夫婦一緒に行われたことが、国民年金手帳記号番号の払出時期により推認でき、申立人に係る特殊台帳、A 市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は 47 年 4 月 1 日であることが確認できることから、申立期間①及び②のうち、同年 3 月以前は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間②のうち、昭和 47 年 4 月以降の期間の国民年金保険料については、53 年 7 月から実施された特例納付により納付可能であるところ、保険料納付を担当していた申立人の夫は、55 年 6 月 27 日に特例納付を利用して、49 年 12 月以前の 111 か月の保険料を遡及納付していることが特殊台帳から確認できるが、夫は申立人の保険料の納付を行った場所、納付時期及び納付金額を覚えていないなど記憶が曖昧であり、納付の状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から59年11月まで

私は、昭和56年12月末に会社を退職後、しばらく国民年金の加入手続きを行っていなかったが、59年夏頃に初めて国民年金保険料の納付書が、A市から2枚送付されてきた。加入手続きの時期は覚えていないが、納付書が送られてきたのだから、それより前に加入手続きをしたはずである。

昭和59年の夏から秋頃にかけて、A市役所へ国民年金保険料の納付に行った時、同市役所で勤務している小・中学生時代の同級生と出会った。私が保険料納付に来たことを話すと納付場所を教えてくれ、納付窓口で年配の男性職員に、約14万円ないし16万円だった申立期間の保険料を、2枚の納付書で一括納付した。

年金記録を確認すると、国民年金の納付記録が未納と分かった。B市で国民年金保険料を納付した期間があるが、それは当時勤務した会社が納付してくれたもので、私にとってはA市で納付したことが、人生で一度のことであり、まとまった額の保険料を一括で納付したことは、当時無職で経済的にも大変であったので忘れられない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月末に会社を退職後、59年夏頃に納付書が送られてきたので、それより前に国民年金の加入手続きをしたと思うとしているが、申立人には50年12月頃にB市において、平成元年1月及び同年2月頃にA市において、国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人の国民年金への加入手続きは、手帳記号番号が払い出された頃に行われたと推認できる。

また、B市において払い出された国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月26日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後国民年金の同

資格の再取得は行われていないことから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、納付書が発行されることはない上、A市において払い出された手帳記号番号では、申立人が同市で加入手続を行ったと推認される時点において、申立期間の保険料は時効の成立により既に納付できない期間であり、納付書が発行されることはない。

さらに、A市は、昭和59年度当時使用していた納付書は、毎月ごとの納付書であるとしており、申立人が主張する時期に申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和59年4月以降に同市が送付する複数枚の現年度納付書と、社会保険事務所(当時)が交付する同年3月以前の期間に係る過年度納付書が必要となる上、同市は、申立期間当時、市の窓口において保険料の収納は行っていないとしており、同市から送付された2枚の納付書を用いて、同市の窓口で保険料を納付したとする申立人の主張は、当時の納付方法と異なる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成4年3月まで

私は、20歳の頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、数か月間は自分自身で国民年金保険料を納付したが、その後は行く暇が無くなって納めなくなった。平成4年3月に結婚し、C市に転居した後、私の母親から、未納だった保険料をA市B区役所で納付しておいたと言って、領収証書が送られてきた。その領収証書は見当たらないが、母親が間違いなく納付してくれており、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、数か月は自身で納付した後、未納であった保険料は、申立人の母親が納付してくれたとしているが、申立人自身が納付した期間、納付金額及び納付方法並びにその母親が納付してくれた期間等の記憶は定かでない上、未納であった保険料を遡って納付してくれたとする申立人の母親は既に亡くなっており、保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月18日に払い出されていることが確認でき、20歳頃に加入手続を行ったとする主張とは一致しない上、加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立人の母親が納付したとする時期からすると、申立期間の一部は過年度期間となるが、A市は過年度期間の国民年金保険料を区役所で収納しないとしている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6309 (事案 1520 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

平成3年4月頃に、書類の郵送により、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は銀行で納めてきた。こうした手続き及び保険料納付は私に代わって母親が行ってくれた。その時の保険料領収証書は、父親が年末調整の保険料控除用に会社に提出してしまったのか、手元には残っていないが、申立期間が未納とされていることには納得できない。

このため、記録の訂正を年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正が認められない旨の通知を受けた。しかし、主に以下のとおり、新たな事情がある上、前回の委員会の判断には重大な事実認定の誤りがあり、公正な判断をしていないと考えるので、再申立てを行う。

- (1) 資格取得日は、年金加入時期である20歳の時点となっておらず、21歳当時の平成3年4月1日となっており、国側が職権で調査して認定するような事務をしたはずがないので、この頃に母親が加入手続きを行ったと考えるのが自然である。
- (2) 平成3年4月頃に加入手続きを行った母親は、加入手続きの時期について、「申立人の将来を案じて、22歳の頃にしたことを覚えている。時期を4月にしたのはちょうど切りがよかったからである。また、平成4年6月に手術を受けたが、それより前に手続きしたことを覚えている。」としており、自身の人生で大きな転機を迎えた出来事に関連して、具体的にその時期を記憶している。
- (3) 申立期間の国民年金保険料を納付していた母親は、「私は、平成4年1月31日から同年4月13日までの期間、A県の病院に入院したが、同年1月25日の給与振込日の直後に、B金融機関の夫の口座から現金を引き出して、同年1月から同年3月までの保険料を納付したことを思い出した。」

として、申立期間における印象的な保険料納付について具体的に記憶しており、上記のとおり、平成3年4月頃に加入手続を行いながら、子供の将来を案ずる母親が申立期間に係る2年間の保険料を納付しないとは考えられない。

(4) 平成5年8月頃に国民年金手帳記号番号が払い出された際、約2年半前の3年4月1日に被保険者資格を取得しているにもかかわらず、2年間の国民年金保険料の納付の記録が無いのであるから、国は、その不自然な点について申立人に問い合わせるなどの調査を行う必要があったはずであり、これらを欠いたことは国の過失である。

(5) 前回の委員会の判断については、母親が十分に信用できる人物であることや、子供の将来を案じる母親の気持ち、さらにはその合理的な行動について考慮されていない上、国の記録が正しく、記録が無いものは一切認定できないと言っていることと同じであり、そもそも年金記録の管理がずさんであることで年金記録問題が生じていることを看過するものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の被保険者記録から判断して、平成5年8月頃に払い出されていると推認でき、この払出時期は、申立人が所持する平成5年度の国民年金保険料納付書兼領収証書が平成5年9月に発行され、同年4月から同年9月までの国民年金保険料を同年9月27日に納付していることから裏付けられ、この場合、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により既に保険料を納付することができない期間となっていること、ii) 別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名読みにより未統合記録を検索したが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる痕跡こんせきが見当たらなかったこと、iii) これらの状況から、申立人が保険料の納付を開始したのは、加入資格を得た3年4月からではなく、手帳記号番号が払い出された年度の5年4月からであったと考えるのが相当であるとして、既に当委員会の決定に基づき、21年1月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、被保険者資格の取得日が国民年金の加入時期である20歳の時点となっておらず、21歳当時の平成3年4月1日となっており、国側が職権で調査して認定するような事務をしたはずがないので、この頃に申立人の母親が加入手続を行ったと考えるのが自然である等と主張している。

しかし、i) 強制加入被保険者については、制度上、被保険者資格の取得日を遡って設定する場合があります、資格取得日が平成3年4月1日とされていることをもって、ただちにその時点で加入手続が行われたものとすることはできないこと、ii) 国民年金法の改正により、同年4月1日から学生が国民

年金の強制加入被保険者とされたことから、同日以降に加入手続を行った場合でも、同日現在において満 20 歳以上であり、かつ、それまで学生であったとみなされた場合は、基本的に国民年金被保険者の資格取得日は同年 4 月 1 日となること、iii) 前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は 5 年 8 月頃に払い出されているものと推認できることから、申立人に係る加入手続は当該記号番号が払い出された頃に行われ、資格取得日については学生が強制加入被保険者となった 3 年 4 月 1 日に遡ったと考えるのが自然である。

また、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親に面談の上、その状況を聴取したところ、母親は、加入手続時期について、「申立人の将来を案じて、22 歳の頃にしたことを覚えている。時期を 4 月にしたのはちょうどきりがよかったからである。また、平成 4 年 6 月に手術を受けたが、それより前に手続したことを覚えている。」とし、保険料納付について、「私は、平成 4 年 1 月 31 日から同年 4 月 13 日までの期間、A 県の病院に入院したが、同年 1 月 25 日の給与振込日の直後に、B 金融機関の夫の口座から現金を引き出して、同年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付したことを思い出した。」と陳述しており、申立人の母親が所持している診断書によると、主張のとおり、平成 4 年 6 月に手術を受けていることは確認できる。しかし、申立人の両親の金融機関の口座に係る取引履歴を見ると、申立期間において、同年 1 月を含め、ほぼ毎月、保険料額を超える額の出金記録は見られるが、保険料相当額が定期的に出金されているなど、保険料納付を裏付ける出金記録とまでは判断できず、前述のとおり、申立人に係る加入手続が 5 年 8 月頃に行われたものと推認されることを踏まえると、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立人の母親に対して実施した口頭意見陳述において、国民年金保険料の納付状況を聴取したところ、母親は、「1 年分ぐらいはまとめて保険料を納付したかも分からない。」としているものの、納付期間等保険料納付に係る記憶は曖昧であるため、納付状況が不明であり、母親から過年度保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6310（事案 3316、4297 及び 5512 の再々々申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年6月に、国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかないと知り、それから1か月もたたないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

申立期間当時の家賃は月額5万8,000円であり、せめて年金で家賃ぐらいは支払えるようにしたいと思い、65歳まで国民年金保険料を納付したはずであるとして、年金記録確認第三者委員会に3回申立てを行ったが、いずれも、認められないとの回答を受けた。

納付できないので、改めて審議を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管する申立人の国民年金被保険者資格取得申出書（高齢任意用）が平成3年2月20日に受け付けられていることが確認でき、この受付時点で、申立期間は国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない、ii) 社会保険事務所では通常、申立人が資格取得申出書を提出して任意加入した場合、自身で喪失手続を行わない限り、重複して資格取得申出書を受け付けることはないとは回答しているところ、前述の当該申出書以外の申出書の存在は確認できず、その他、申立人に係る別の資格取得申出書（高齢任意用）が受け付けられたことをうかがわせる事情等も見当たらない、iii) 申立人は、高齢任意加入の申出をしたその場で国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、A市では、当該申出書を受領後は、一旦社会保険事務所に転送し、同事務所から高齢任意加入が可能であること、及び保険料の納付可能な月数について回答を受けた後に、初めて納付書を発行するのが通例であり、高齢任意

加入の申出を受け付けたその場で保険料を収納することはない旨回答している等として、当委員会の決定に基づき、21年10月2日付け、22年5月28日付け及び23年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、4回目の申立てがあったが、申立人から新たな資料等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 62 年 9 月までの期間、同年 11 月から 63 年 5 月までの期間、同年 9 月、平成 13 年 4 月及び 14 年 4 月から 15 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から 62 年 9 月まで
② 昭和 62 年 11 月から 63 年 5 月まで
③ 昭和 63 年 9 月
④ 平成 13 年 4 月
⑤ 平成 14 年 4 月から 15 年 11 月まで

時期ははっきりしないが、私自身で A 市役所 B 出張所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

加入手続後は、自身で送付されてきた納付書を A 市役所 B 出張所に持参して、国民年金保険料を納付していたはずであり、また、自身で納付できなかった時は、母が代わりに納付してくれたはずであるが、納付し忘れたことがあったかもしれない。

C 市に転居後は、自身で送付されてきた納付書を同市役所 D 出張所に持参して、国民年金保険料を納付していたはずである。

会社を退職の都度、国民年金への加入手続を行ったと思うので、申立期間の国民年金保険料を全て納付した自信は無いが、しっかりと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の国民年金保険料について、その当時の住所地である A 市又は C 市から送付された納付書により、申立人自身又はその母親が納付していたはずであるとしているものの、申立期間は、昭和 61 年から平成 15 年にかけて点在する 5 期間の合わせて 4 年 2 か月に及んでおり、複数の行政機関において、これほど長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間全ての国民年金保険料を納付した自信は無いとも陳述しており、一方、A市在住当時に申立人と同居し、申立人の保険料の納付を担っていたその母親も、当時のことはよく覚えていないとしている。

さらに、各申立期間について個別に検証したところ、i) 申立期間①、②及び③について、A市保存の申立人に係る国民年金収滞納一覧表を見ても、当該期間は未納とされ、オンライン記録と一致しており、また、オンライン記録を見ると、申立期間②と③に挟まれた昭和63年6月から同年8月までの期間の厚生年金保険加入期間は、平成7年2月22日に記録統合されていることが確認でき、申立期間②及び③を含む昭和62年11月から63年9月までの期間は、連続した未納期間であったものと推認できること、ii) オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間③直後の同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を過年度納付しており、申立期間②及び③については、時効により納付できなかった可能性が否定できないこと、iii) 申立期間④及び⑤について、当該期間は平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適正に行われていなかった可能性は低いものと考えられること、iv) オンライン記録を見ると、16年2月24日に、申立人に対して第1号・第3号被保険者資格の取得勧奨が行われており、この勧奨時点まで、再加入手続が行われていなかったものと推認できることなど、各申立期間の保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月

私は、長年派遣社員として働いており、派遣期間が終わり、次の仕事が決まるまでの間、国民年金に加入していたことが何度かあった。

国民年金保険料については、当時は一人暮らしだったため、求職中に納付することは難しく、納付時期は遅れがちではあったが、2年以内に納付しなければいけないということは理解していたので、それに気を付けながら、古い期間の保険料から順番に納付していた。納付場所については、最寄りのコンビニエンスストアで納付することが多かったと思う。

今回未納とされている申立期間の国民年金保険料については、平成19年2月頃に、17年7月から同年10月までの4か月分をまとめて納付したと思う。仮に、3か月分の保険料しか納付できない状況であったなら、同年7月から同年9月までの3か月の保険料を先に納付し、同年10月の保険料を後日納付していると思うのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した場所については、最寄りのコンビニエンスストアで納付した記憶があり、店名はA社又はB社のいずれかであったと思うとしている。

そこで、両コンビニエンスストア本部を調査したところ、A社において、申立期間前後の平成17年7月、同年9月及び同年10月に係る国民年金保険料が、19年2月2日に納付されたことを示す領収済通知書が確認できたものの、申立期間である同年8月の領収済通知書は確認できず、この記録は、社会保険事務所（当時）のオンライン記録と符合する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成19年2月頃に

17年7月から同年10月までの保険料をまとめて納付したと思うと陳述するのみであり、申立期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立期間は、平成14年4月から国民年金保険料の収納事務が国に一元化された後の期間であり、保険料収納機関での収納事務及び社会保険庁（当時）への書類等の送付は、光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、保険料収納後の事務過誤の可能性は少なくなったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年6月までの期間及び同年10月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年6月まで
② 昭和48年10月から51年12月まで

昭和41年頃、結婚を契機にA市B区役所において、夫婦二人で国民年金に加入した。

加入した当初は、町内会の人が毎月又は定期的に、国民年金保険料の集金に自宅を訪れて来ており、私が常に夫婦二人分の保険料を集金人に納付したはずである。

申立期間①及び②当時の国民年金保険料の納付方法については、集金人に保険料を渡していたことしか覚えておらず、また、災害で年金手帳などの資料も何もかも失ってしまったが、夫と一緒に保険料を納付したと思うので、夫の分が納付済みであるのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和42年1月31日に申立人の夫と連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月又は定期的に自宅を訪れて来た集金人に、夫婦二人分の保険料を納付したことしか覚えていないとするのみであり、申立期間当時の保険料の納付状況について確認することができない。

また、申立期間①及び②は合わせて4年6か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返

されたとも考え難い。

さらに、A市保存の申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿を見ても、夫については、申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっているものの、申立人については、保険料の納付をうかがわせる事跡は見当たらず、これらの記録はオンライン記録と符合している。

加えて、申立人に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年8月から55年3月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年1月まで
② 昭和51年8月から55年3月まで

会社を退職した後の昭和49年4月頃に、母が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料についても、母が納付してくれていたはずである。

また、その後、昭和51年8月に会社を退職した際は、私は無収入であったので、母がA市役所で、申立期間②についての免除手続きを行ってくれたはずである。

申立期間について、それぞれ国民年金保険料の納付済期間又は免除期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和49年4月頃に、その母親がA市役所において、申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料についても、母親が納付していたとし、また、申立期間②については、申立人が51年8月に会社を退職後、その母親が同市役所において免除手続きを行ったと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及びA市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和51年8月31日を国民年金被保険者の資格取得日として、55年5月に払い出されていることが確認でき、申立ての加入時期と符合しない上、この資格取得日からみて、申立期間①は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間②の国民年金保険料については、遡って免除申請することはできない上、A市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、当該期間が免除期間であったことをうかがわせる事跡は確認できない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続、申立期間①の国民年金保険料の納付及び申立期間②の免除申請手続きに関与しておらず、また、これらを行ったとする申立人の母親も高齢のため、当時の具体的な状況についての陳述を得ることができず、申立人から当該期間の保険料納付又は免除申請手続きをめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 60 年 9 月まで

昭和 57 年 1 月 15 日に、C 市民会館で行われた成人式に参加した際、「20 歳になったら国民年金に加入しましょう。」との内容のパンフレットをもらった。

成人式から帰ってすぐに両親にも相談し、また、当時、私は学生であったがアルバイトをしていたので、同僚に国民年金の加入の有無を尋ねると、加入しているとのことだったので、私も加入することにした。

昭和 57 年 2 月 1 日に、母と共に A 市役所 B 出張所に出向き、国民年金の加入手続を行ったはずで、母も同行したことを記憶してくれている。

申立期間の国民年金保険料については、金融機関等で納付した記憶がないので、口座振替で納付していたのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 2 月 1 日に、国民年金の加入手続を行ったはずであると申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、A 市において、昭和 57 年 2 月 1 日を国民年金被保険者の資格取得日として 63 年 5 月頃に払い出されていることが推認され、陳述の加入時期と符合しない上、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続に同行したとするその母親は、同行した時期について、申立人が就職先の C 市から A 市の自宅に戻った昭和 63 年 3 月

以降であると陳述している。

さらに、申立期間は3年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私が20歳になった頃、母の国民年金保険料を集金に来ていた女性に、国民年金の加入を勧められ、母が加入手続を行ってくれたはずである。

自宅に来る集金人を母に取り次いだ記憶が何度もあり、私が昭和46年11月に結婚するまでの国民年金保険料は、母が自身の分と一緒に納付してくれていたと思う。

私が結婚する時に、母から国民年金手帳をもらい、「20歳から国民年金保険料を納付してきたので、これからは、自分で納付しなさい。」と言われたことをよく覚えているが、その年金手帳は探したものの見つからない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月に、その母親が国民年金の加入手続を行ったはずであるとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その1年後の43年5月11日に払い出されており、申立ての加入時期と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料について過年度納付することは可能であるものの、集金人が過年度保険料を収納することはできず、社会保険事務所（当時）発行の納付書により別途納付する必要があるが、申立人は、申立期間の保険料納付には関与しておらず、また、納付を担っていたとするその母親は他界していることから、過年度納付に係る状況は不明である。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金

手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月1日から32年9月27日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A市にあったB社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同事業所でC職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA市にあったB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするB社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しているが、連絡先は不明であり、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 30 日から 45 年 1 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社でB職として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社では毎月一回、イベントが開かれていたが、私は昭和 44 年 12 月開催のイベントに出席した時のことを覚えており、その際、同社の社長が「当社は（昭和 44 年の）12 月*日に倒産する。」と言っていたことが強く印象に残っている。

また、私は昭和 44 年 12 月当時、A社からの指示により、同社の取引先であるC社でのD業務に専属で従事していたところ、A社の社長から、「C社とは年末までの契約が残っているので、（A社が倒産した昭和 44 年 12 月*日以降も、同年の年末まで）同社に行ってくれ。」と言われたことから、同年 12 月 31 日までC社で仕事を続けた。その後、A社倒産後に働いた分の給与も、同社の社長から受取ったことから、私が同社に同年末まで在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 45 年 1 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明であることから、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる元従業員に照会し6人から回答を得たが、いずれも申立人を明確

に覚えておらず、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、申立人は、A社において、申立期間の終期に当たる昭和44年12月に「イベント」が開催され、それに出席した席上で同社の倒産を知ったと主張しているが、前述の元従業員は、いずれも、同社において「イベント」があったことを記憶しておらず、複数の者が、「A社の倒産について、社長から直接知らされたことはない。」とも陳述している。

加えて、申立人が、申立期間の終期に当たる2か月程度の期間に派遣されていたとするC社に対しても照会を行ったが、同社は、「保存期限の経過により、当時の記録は残っていない。」と回答しており、同社から申立人の勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13212 (事案 3032、4984、7759 及び 11905 の再々々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月から 7 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額に比べて低いことが分かった。同社でC職として勤務していた期間の給料は、定額の 30 万円であったのに、申立期間の標準報酬月額が 24 万円と誤って記録されている。

これまで4回の年金記録確認第三者委員会への申立てにおいては、「会社の資料と社会保険庁(当時)の記録が一致しているから、年金記録の訂正はできない。」等として、記録の訂正は認められなかったが、今回は、i) 雇用保険被保険者離職票から確認できる申立期間に係る給料額は 30 万円であり、年金記録とは相違していること、ii) 申立期間当時、A社が厚生年金保険料を含む社会保険料の事業主負担分及び労災保険料を従業員に負担させていたこと、iii) B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載されている平成6年5月の報酬月額は誤っていること、等を踏まえて再度十分に調査し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る1回目の申立てについては、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等の記載内容と社会保険庁の記録は一致しており、同社には、申立期間当時の賃金台帳、給与支払明細書等の資料が保存されておらず、申立期間の始期に当たる平成6年10月1日から適用される定時決定に係る算定基礎届に、過誤があったか否かを明らかにすることはできないとして、2回目の申立てについては、申立人提出の預金通帳の

写しに記載されているA社からの振込金から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない等として、3回目の申立てについては、申立人提出の「法定福利厚生費」が記載された資料及び申立人と同社が交わした「嘱託労働契約書」から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない等として、4回目の申立てについては、「平成5年分 給与所得の源泉徴収票」及び「平成6年度 市・県民税特別徴収税額の個人別明細」に記載の社会保険料は、5年1月から同年12月までの期間に申立人が支払った社会保険料であり、当該資料からは、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、21年2月6日付け、同年12月11日付け、22年10月8日付け及び23年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人が1回目の申立て時に提出した雇用保険被保険者離職票を改めて検証したところ、申立期間である平成6年10月から7年2月までの各月について、賃金は30万円と記載されており、当該賃金額は、雇用保険受給資格者証に記録された離職時賃金日額とも符合している上、申立期間当時の経理担当者を含む複数の同僚が、「申立期間当時、C職と会社との間で、給料を定額とする取決めがあり、それが変更されることはなかった。」と陳述していること等から、申立人は、申立期間も30万円の給料を事業所から支給されていたと考えられる。
- 3 申立人は、A社が申立期間当時、厚生年金保険料を含む社会保険料の事業主負担分及び労災保険料を従業員に負担させていたことについて調査、審議してほしいと申し立てている。

そこで、前述の同僚の一人が提出した原価計算台帳とそれに対応する給料明細書各12枚について検証を行うと、当該台帳においては、i) C職である同人が1か月間に得たD業務収入と経費が記載されており、経費項目には「給料」欄が設けられているところ、当該「給料」欄に記載されている金額は、当該台帳に対応する給料明細書の給料支給額と一致していること、ii) 提出のあった当該台帳12枚のうち11枚の「給料」欄には、30万円と記載されていること、iii) 当該台帳の経費項目には、前述の「給料」欄とは別に、「法定福利厚生費」欄及び「労災保険料」欄が設けられており、「法定福利厚生費」欄に記載されている額は、標準報酬月額30万円に基づく健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の合算額（事業主負担分相当額）に相当すること、等が確認できる。

また、上記同僚提出の原価計算台帳に対応する給料明細書を見ると、提出のあった12枚全てにおいて、標準報酬月額30万円に基づく健康保険料、厚生年金保険料及び給料支給額に基づく雇用保険料の合算額（被保険者負担分

相当額) が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の経理担当者は、申立人が3回目の申立て時に提出した「法定福利厚生費」が記載された資料について、これを視認した上で、「A社で作成された原価計算台帳であると思う。」と陳述している。

これら同僚提出の原価計算台帳、給料明細書及び申立人提出の「原価計算台帳」と思われる資料の記載内容から、申立期間当時、A社は、申立人に係る社会保険料についても、被保険者負担分に加え、事業主負担分も含めて申立人から徴収していたものと考えられる。

しかし、申立人は、「A社との関係は、いわゆる『名義貸し』であった。会社の名前を借りていただけで、実情は、独立して仕事を請け負い、会社の指揮命令を受けてはいなかった。」としている上、業務遂行に当たって、A社との間に割賦契約を結んだ器具を使用しており、申立人提出の原価計算台帳と思われる資料からも、申立人が業務遂行に付随する諸経費を全て負担していたと認められることを踏まえると、同資料におけるD業務収入は、厚生年金保険法上の適用事業所に使用される者が受け取る労働の対価としての給与には、該当しないと考えられる。

4 申立人は、「B社提出の『健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書』に記載されている平成6年5月の報酬月額が誤っており、本来定額の30万円として社会保険事務所に報告されるべきだったものが、誤って著しく低い金額が報告され、その結果として、申立期間の標準報酬月額が24万円と記録された。」と主張している。

そこで、当該決定通知書を見ると、申立人の報酬月額については、「平成6年5月は14万3,406円、同年6月は30万円、同年7月は30万円」と、平成6年5月のみが低額とされていることが確認できる。

しかし、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬月額は、制度上、事業主から申立人に係る算定基礎届及び月額変更届が提出されることにより、社会保険事務所がこれを記録するものである上、前述の申立期間当時の経理担当者は、「申立人の言うとおりに、申立人を含めて当時のC職は皆、会社との間で給料を定額の30万円とする取決めをしていたので、本来は、申立人の平成6年5月の報酬月額も30万円と届け出るべきであったと思う。しかし、社長から指示された当時の給料計算の方法は、1か月のD業務収入から給料30万円を含む経費の総額を控除して、残った額を従業員の受取収入として給料とは別口座に振り込み、逆に、経費の総額がD業務収入を上回ってしまう場合には、その上回った経費の分を給料の額から差し引くというやり方だった。つまり、給料という経費を減らして経費の総額を小さくし、D業務収入と同額に調整することによって、会社の負担額が発生しないように計算した。会社が損をするようなことは絶対しなかった。その結果、定額30万円のはずの給料が30万円より低い額に記録されてしまうことがあった。

申立人の場合は、たまたまその月が、算定対象月の5月であったので、標準報酬月額が下がったのだと思う。」と陳述しているところ、前述した同僚提出の12か月分原価計算台帳及び給料明細書を見ると、1か月分について、経理担当者の陳述どおりの処理がされた結果、給料の額が30万円を下回っていることが確認できる。

また、上記決定通知書の記載について、日本年金機構は、「通常の定時決定事務において、申立人のように、従前の標準報酬月額と比べて極端に低いとも思われる報酬月額の届出があった場合には、変動理由について、その都度事業所担当者に説明を求めていると思われる。事業所担当者に確認した内容は、基本的に『算定基礎届総括表』の備考欄に記入される。申立人の報酬月額に係る変動理由の確認の有無については、当該総括表が保管されていないので、当時の事務処理の詳細は不明であるが、管轄社会保険事務所は、事業主からの届出（申出）内容に基づき、おおむね適正な事務処理を行ったものであると考える。」とした上で、「（平成6年10月1日付け定時決定に伴う）当該算定基礎届において、申立人に係る標準報酬月額の決定に誤りはないと考える。」旨文書回答しており、ほかに申立期間当時、申立人について、社会保険事務所の事務処理に不備があったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 5 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人提出の「原価計算台帳」と思われる資料の「法定福利厚生費」欄に記載されている金額を改めて検証すると、平成6年9月分については標準報酬月額30万円に、同年10月分については標準報酬月額24万円に相当する健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の合算額（事業主負担分相当額）と一致することが確認できるところ、前述の同僚提出の原価計算台帳と給料明細書における保険料控除額の一致から判断して、A社は、申立人に係る標準報酬月額については、同年10月分から届出どおりの24万円として、これに基づく保険料控除を行っていたものと考えられる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社でB職として勤務していた。

また、A社は、私の在職中にC社に吸収合併されたが、この合併の際に、私を含めてほぼ全員が同社に転籍した。

合併前後において、勤務場所及び仕事内容も変わっていないにもかかわらず、年金事務所の記録では、A社で勤務していた期間の厚生年金保険への加入記録が無く、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社という名称の事業所に勤務していたと申し立てているところ、事情照会に対して回答の得られた複数の同僚から、「申立人が当該事業所で勤務していたことを記憶している。」旨の陳述が得られたことから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A社という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない上、当時、同社とみられる事業所に勤務していたとする同僚からも、「C社に合併される前の事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員は厚生年金保険に加入することができなかった。また、当該事業所に在籍していた期間中の給料から保険料が控除されることもなかった。」旨の陳述が得られた。

また、オンライン記録によると、上述の同僚を含め、当時、A社とみられる事業所に勤務していたとの回答が得られた者については、いずれも勤務したとする期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人及び同僚が陳述した当時の事業主の氏名は、合併後のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができず、その所在は不明であるほか、申立事業所における社会保険事務担当者も特定できなかったことから、これらの者に申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について事情照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13214 (事案 5914 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月12日から同年7月14日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の記録が無いとの回答を受けた。そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。
しかし、私は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをはっきり覚えており、当時のC職はよく事情を知っていると思うので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたことが推認されるものの、同社の事業主及び複数の同僚から、「A社では、入社して数か月間は、厚生年金保険に加入させない取扱いの試用期間があった。その間の給与から、厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨の陳述があり、このほか申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていたことをはっきり記憶している。また、当時のC職から事情を聴いてほしい。」として再申立てを行っている。

そこで、当該C職及び前回の調査において回答が得られなかった者を含む複数の同僚に対して事情照会したところ、当該C職及び回答が得られた複数の同僚からは、「当時、A社に新規採用された者は、入社後、試用期間として3か

月以上の期間、厚生年金保険に加入していなかった。また、当該試用期間中など、厚生年金保険に加入していない期間において、給与から厚生年金保険料を控除されることはなかった。」旨の回答が得られ、当初の申立て時に事業主等から得られた陳述内容とも符合している。

また、改めて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらなかった。

さらに、申立人からは給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料の提出は無く、保険料控除をうかがわせる新たな周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 31 日から 52 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 5 月 1 日から 55 年 3 月末日までの約 8 年間、A 社が運営する B 事業所において、C 職として勤務した。

年金事務所の記録によると、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いが、私は B 事業所で勤務していた 8 年間の途中で、退職したり休職したことは無く、年度の途中での転勤及び仕事内容が変わることも無かったので、申立期間の被保険者記録が欠落していることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して A 社が運営する B 事業所に勤務していたと申し立てているところ、複数の同僚及び申立期間当時、同社に在籍していた D 氏の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も継続して同事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 280 人を抽出して調査したところ、申立人と同じ B 事業所で C 職として勤務していた同僚のうち、申立人とほぼ同年齢で、同時期に厚生年金保険の被保険者記録が欠落している者が二人確認でき、当該二人の同僚は、「当該期間についても、B 事業所で C 職として継続して勤務していたが、給与手取額を増やすため、厚生年金保険の被保険者資格を、一旦喪失したと思う。資格を喪失している期間の給与からは、保険料を控除されていなかった。」旨陳述している。

また、このうちの一人の者からは、「上述のとおり、厚生年金保険の被保険者資格を、一旦喪失させるという取扱いは、私以外にも 20 歳代の若い C 職に

対して行われていたように思う。」と陳述している。

このことから、B事業所では、当時、C職として勤務していた者に対する給与手取額を増やすため、一定期間、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いが存在していたなど、必ずしも勤務していた全ての期間を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業を承継しているE社は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13216 (事案 4778 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月頃から 41 年 7 月頃まで

私は、申立期間において、A社にB職として勤務していた。

当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

上記通知を受け取った後、当時、一緒に勤務した同僚の氏名を思い出したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の陳述から、申立人のA社での勤務実態は推認することができるものの、申立人が氏名を挙げた同僚4人のうち、3人は厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「当時、A社で一緒に勤務していた同僚の氏名を思い出した。」ことを理由に再申立てを行っていることから、改めて当該同僚に対し、申立人の申立期間における保険料控除について事情照会したものの、当初の申立て時と同じく「申立人がA社で勤務していたことは記憶しているものの、保険料控除の状況まではよく分からない。」と陳述している。

また、A社の当時の事業主及び社会保険事務担当者は、所在不明であり、申立人の保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被

保険者記録が確認できる同僚 15 人を改めて抽出して事情照会し、7 人から回答が得られたところ、当初の申立て時と同様に、複数の者から、「当時、A社の事業主が、別に経営していたC社から移籍した者を、優先的に厚生年金保険に加入させていたので、必ずしも全ての社員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」旨の回答が得られた一方で、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、改めて申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 8 日から 32 年 9 月 20 日まで
② 昭和 32 年 10 月 10 日から 33 年 10 月 23 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②について、記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①は、A社でB職従業員として勤務しており、また、申立期間②はC社(現在は、D社)にE職として住み込みで勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述から、申立人が昭和 33 年 1 月以降に、A社に数か月間勤務していたことが推認できるものの、申立期間に勤務していたとする陳述は得られなかった。

また、A社は、昭和 53 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっている上、申立人は同僚を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時、経理事務担当であったとする者は、「厚生年金保険は、数か月間の試用期間を経て加入させていた。また、厚生年金保険に加入していない者から保険料控除することはなかった。」旨陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後に被保険者記録の有る者 37 人のうち、所在の判明した 18 人に照会し、回答が得られた 13 人のうち 9 人は、自身の記憶している入社日の数か月ないし 1 年 6 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を、採用後直ちに厚

生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点はうかがえない。

申立期間②について、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 33 年 9 月 17 日から 34 年 4 月 7 日までの期間、C社の所在地に住所を定めていたことが確認でき、申立期間のうち、33 年 9 月 17 日以降は同事業所に住み込みで勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 36 年 9 月 1 日であり、申立期間及び申立人が同事業所の所在地に住所を定めていた期間は適用事業所ではなかった。

また、C社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び保険料控除は確認できないが、適用事業所となる前の個人事業所であった期間に、被保険者でなかった者から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」旨陳述している。

さらに、申立人が名字を挙げた同僚二人は、所在が確認できないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができず、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者のうち、所在の判明した3人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、「申立人については覚えていない。」としている上、「当時、F県出身の同僚がいたという記憶はなく、住み込みで働いている者に係る記憶もない。」旨陳述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について具体的な陳述は得られなかった。

このほか、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る記録を確認することはできず、申立期間①及び②における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から28年3月1日まで
② 昭和28年3月1日から29年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①は、C市D区に所在するA社で、E職の請負として昭和27年3月から28年2月末まで勤務していたが、F市への転居のため同社を退職し、転居後すぐに同業である申立期間②のB社に、同年3月から29年3月末まで正社員でE職として勤務した。いずれの事業所も勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における業務内容等の具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の担当者は、「申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できないが、申立期間当時、請負従業員として勤務していた場合、厚生年金保険には加入させておらず、保険料控除もしていなかったと思われる。」と陳述している。

また、昭和26年からA社の顧問をしている労務管理事務所の担当者は、「当事務所が独自に作成し、保管しているA社に係る申立期間当時の名簿には、申立人の被保険者記録が見当たらないため、申立人は厚生年金保険の被保険者とはならない雇用形態であったと考えられる。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明した8人に照会を行ったと

ころ、3人から回答が得られたが、そのうち2人については、申立人と同一の勤務地であったものの、いずれも申立人を記憶しておらず、残る1人は、勤務地がC市G区に所在する同社の支店であったため、申立人を知らない旨陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、上述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間①における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社には正社員でE職として勤務していたと陳述しているところ、同社設立時から経理担当で現在の事業主は、「申立期間当時の資料は破棄しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できないが、正社員であれば、厚生年金保険に加入させていたはずである。自身は申立期間当時も経理事務を行っていたが、申立人については在籍していたという記憶がない。」と陳述している。

また、申立人は、申立期間と一緒に勤務し、同質業務であったとする同僚一人の名字を記憶しているところ、当該同僚についても、B社における被保険者記録は見当たらない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある元従業員のうち、所在が判明した5人に照会を行ったがいずれの者からも回答は得られず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、上述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間②における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から30年1月1日まで

私の夫は、昭和21年4月からA社(現在は、B社)C店に勤務していた。

年金事務所において、私の夫の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における資格喪失日が昭和25年1月1日とされていた。

しかし、昭和28年6月17日に交付された夫のD資格証を保管しているが、これを見ると、勤務先欄にはA社と記載されており、夫は申立期間においても、継続して同社に勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人は、申立期間も継続してA社C店に勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、申立期間中に当たる昭和27年にA社総務部人事課が発行した「社員録(昭和27年12月1日現在)」が同僚から提出されているところ、当該社員録には、嘱託及び臨時傭員等を含めた全ての社員が記載されていることが確認できるが、申立人の氏名は見当たらない。

また、A社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者資格を取得している同僚32人に事情照会し、20人から回答が得られたところ、その全員が申立人を記憶していないなど、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができなかった。

さらに、B社の社会保険事務を受託している社会保険労務士法人は、「申立人に係る資料を保管していないため、申立期間における厚生年金保険料の控除

の状況は不明である。」と回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できないほか、当時、厚生年金保険の適用事業所であったA社の支店等のうち、E市内に所在した全ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

なお、申立人の妻は、「昭和28年6月17日に交付された申立人のD資格証によると、勤務先欄には申立事業所の名称とその所在地が記載されているので、申立人は、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと思う。」と主張しているが、F組織は、「当時の資料を保管していないため、申告された勤務先における就労実態を確認していたか否かについては不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで
② 平成 4 年 8 月 1 日から 6 年 5 月 1 日まで

私の年金記録を見ると、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額より低くなっている。

申立期間の標準報酬月額が低くなっているのは、平成 9 年 10 月 27 日に行われた遡及減額訂正(平成 6 年 5 月 1 日から 9 年 5 月 1 日までの期間)という不適切な処理と関係があると思う。

申立期間の一部の給料明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 4 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人提出の給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、当該給料明細書を見ると、事業所名称の記載は無く、担当者印も押されていない上、各月の給与から源泉控除されている厚生年金保険料及び健康保険料は、平成 2 年当時の保険料率に基づき算出される額と一致しているなどの不自然さがうかがえる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の

対象とすることはできない旨規定されているところ、商業登記簿によると、申立人は、A社が設立された昭和63年5月*日から同社取締役役に就任し、その後の平成5年11月30日からは同社代表取締役役に就任していることが確認できる。また、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者記録を有する者から、「A社の社員の多くは、B業務に従事していた。人事管理業務及び給与支給事務等は事務所が統括し、一元的に行っていたが、その事務所に勤務していたのは、代表取締役とその妻、申立人と事務員の4人だったように思う。申立人は、設立時から役員にも就任していたので、会社の事情等をよく承知していたはずである。」旨の陳述が得られたことから判断すると、申立人自身の給与から控除された保険料額が、社会保険事務所（当時）に届出された標準報酬月額に基づく保険料額と相違していることを知り得なかったとは考え難い。

これらのことから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間について、同法に基づく記録の訂正の対象とすることはできない。

また、申立期間①のうち、平成3年10月1日から4年2月1日までの期間について、当時の事業主に事情照会を行ったものの、回答は得られなかったほか、A社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士事務所も、当時の賃金台帳等を保管していないとしていることから、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険の被保険者資格を有している複数の同僚を抽出し、事情照会を行ったが、申立人主張の給与支給額(36万円)に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

このほか当該期間において、申立人主張の給与支給額を基に、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

他方、申立期間②について、申立人は、56万円の給与が支給され、当該給与支給額に見合う保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、当時の事業主からの回答は得られない上、A社が委託していた社会保険労務士事務所も、当時の賃金台帳等を保管していないと回答していることから、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、複数の同僚に対して事情照会を行ったものの、申立人主張の給与支給額に基づく厚生年金保険料を、控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

さらに、申立人提出の「被保険者報酬月額変更届」によると、申立人の平成4年5月から同年7月までの報酬月額はいずれも37万円として届け出られ、

社会保険事務所は、同年8月以降の標準報酬月額をオンライン記録どおり、同額に見合う額(38万円)に改定していることが確認できるなど、その事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間②において、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「平成6年5月1日から9年5月1日までの期間に係る私の標準報酬月額が、同年10月27日付けで遡及減額訂正された。この際、申立期間の保険料についても、A社における社会保険料滞納額に充てるなどの不適切な処理が行われたと思う。」と主張しているが、上述の社会保険労務士事務所及び回答が得られた同僚からは、当時の事情が明らかとなる具体的な陳述は得られなかったほか、オンライン記録を見ても、申立期間における申立人及び同僚の標準報酬月額について、遡及して訂正される等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。また、管轄の年金事務所は、申立期間当時における滞納処分票等の資料を保管していないことなどから、申立期間における標準報酬月額の記録と当該遡及減額処理との関連性をうかがわせる事情等を見いだすことはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成3年10月1日から4年2月1日までの期間及び申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、仮に申立人主張の給与支給額に基づく保険料が控除されていたとしても、上述のとおり、申立期間当時、A社の取締役及び代表取締役であった申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間①のうち、平成3年10月1日から4年2月1日までの期間及び申立期間②については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 2 月 20 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には、平成 7 年 11 月 1 日から 11 年 7 月 15 日まで正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の社員名簿によると、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 11 月 6 日以降の期間において、同事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「賃金台帳等の資料は無く、当時の取扱いについては分からない。」旨陳述しており、また、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況について、確認することができない。

さらに、A社B支店において、申立期間に被保険者記録の有る 6 人に事情照会し、4 人から回答を得られたものの、申立人の申立期間における保険料控除の状況について、具体的な陳述は得られない。

加えて、A社B支店における当時の事務担当者は、「申立期間当時は、原則として試採用期間があり、事業主の判断により厚生年金保険に加入させていたので、正社員であっても、すぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨陳述しており、申立期間当時、同事業所では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえるところ、申立人の夫が加入していたC健康保険組合提出の被扶養者名簿によると、申立人は、申立期間を含め、平成 7 年 4 月 21 日から 8 年 1 月 1 日

までの期間において、その夫の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 9 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
私は、昭和 53 年 4 月 1 日にA社に入社し、54 年 1 月 8 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で勤務していたと申し立てている。
しかしながら、A社は、平成 9 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間に被保険者記録の有る同僚に事情照会したところ、一人の同僚は、「自身は昭和 53 年 5 月の入社だが、申立人は自身より 1 か月前の同年 4 月の入社だった。B社に入社して、その後A社に移ったはずで、B社に自身より 1 か月早く入社していた。」と陳述している。

また、B社の代表者は、「申立期間当時、B社を設立して申立人に来てもらったので、申立人の入社は同社になる。事情があつて同社が解消となり、同社がA社に吸収された際に、同社に移籍した。雇用保険もB社で取得したと思う。自身もこの期間（申立期間）に被保険者記録は無いが、保険料を控除されるようなことはなかった。」と陳述している。

さらに、B社は、昭和 53 年 5 月 * 日に設立登記されているものの、厚生年金保険の適用事業所になったのは 54 年 1 月 9 日であり、申立期間当時は適用

事業所になっていない期間に当たる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 16 日から 2 年 11 月 1 日まで

私は、実家が経営するA社の取引先の会社に、平成元年 7 月 1 日から同年 12 月 16 日まで勤め、その後、期間を空けずにA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事務担当者である申立人の母親は、「申立人は、勤務先のB社から、平成元年の年末頃に帰ってきてすぐに勤務したのに、家族の中で申立人だけを1年近い申立期間において、厚生年金保険に加入させないことは、考えられない。」旨陳述している。

しかしながら、A社は、申立期間当時の賃金台帳及び関係書類等を保存していないことから、申立期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人の母親は、「従業員の厚生年金保険の加入は、すぐに辞めてしまう人もいたので、3か月程度の研修期間の後に加入させていた。」旨陳述しているところ、A社に係るオンライン記録において、昭和 60 年 10 月から平成 4 年 4 月までの期間に資格を取得している 15 人のうち、所在の判明した 12 人に照会し、6 人から回答が得られたところ、4 人が厚生年金保険の資格取得時よりも3か月ないし5か月程度前に入社した旨陳述しており、同社においては、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、事業主である申立人の父の欄には捺印が有り、オンライン記録には、申立人の健康

保険の被扶養者記録について、認定年月日は記録されていないものの、解除年月日が平成3年8月7日と記録されていることから、申立期間に申立人がその父親の被扶養者となっていたことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人の兄は、申立人と同日の平成2年11月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳におけるA社からの給与振込額の記録及び同社に係る雇用保険受給資格者証より、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 8 月から 6 年 11 月までの期間及び 7 年 8 月から 8 年 1 月までの期間において、社会保険事務所（当時）に届けられた標準報酬月額から計算される報酬月額よりも高い報酬月額が支払われていたことが推認できるものの、当該資料から、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことまでは推認することができない。

また、A社は、平成 10 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「会社は負債を負い、自己破産したため、資料は何も残っていない。申立人の保険料控除額は分からないが、保険料控除方法については、現場手当及び出張日当等は別にしていたと思う。」旨回答している。

さらに、申立期間当時の事務担当者は、「A社の経理は、会計事務所が行っており、私は言われたとおりに書類に記入していた。同社は手取額を増やすために諸手当等は標準報酬月額に含めず、低く届出していたように思う。私の標準報酬月額も手取額より低くなっている。」旨回答している。

加えて、A社に係るオンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録の有る複数の同僚に照会し、回答を得られたものの、当時の明細書等の資料は保存していないことから、申立期間の給与支給額及び保険料控除額を確認できない。

また、オンライン記録では、標準報酬月額が遡って訂正された等の事情は確

認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13225 (事案 5810 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月30日から32年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間の一部の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

しかし、私がA社での厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされる日の約5か月後に資格を喪失している元同僚は、私より先に同社を退職したと証言しているにもかかわらず、私に有利な当該元同僚の証言を採用せず、申立てが認められなかったことは納得できない。また、前回の申立てでは、申立期間を昭和31年12月30日から33年8月頃までとしていたが、既に50年以上も前のことであり、記憶が明確ではなく、32年5月末に退職したかもしれないため、申立期間を変更し、再度の申立てを行うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和31年12月30日から33年8月頃までの期間を申立期間とした前回の申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者記録が確認できる元従業員17人のうち、申立人の資格喪失日の約5か月後に資格を喪失している者は、「資格喪失日は申立人より後になっているが、申立人より先に退職したと思う。」旨陳述しているが、申立人を記憶する別の者は、「申立人の退職後、申立人の名字と読み方が同じ名字の従業員が入社したが、二人は同じ時期に勤務していなかった。」旨陳述しており、上記の被保険者名簿において、当該元従業員の資格取得日は、申立人の資格喪失日の約4か月後であることが確認できる、ii) 残る15人は、「申立人を知らない、分からない。」又は「申立人の名字と読み方が同じ名字の従業員であれば知っている。」旨陳述しており、申立人も、「自身の勤務期間中に、読み方が同じ名字の同僚が在籍していた記憶はない。」旨陳述している、iii)

複数の元従業員は、申立期間中の同年2月頃に、同社の事業主及び社名の変更があったと陳述しているところ、申立人は、「在籍中に社長が交代したかどうか分からない。退職するまで社名の変更はなかった。」旨陳述している、iv) 退職時期に関する申立人の記憶が明確ではないことなどから、申立人が申立期間において同社に在籍していたことを確認することができない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人に有利な同僚の証言を採用せず、申立てが認められなかったことは納得できないと主張するとともに、申立期間の終期を昭和32年6月1日に変更し、再申立てを行っている。

しかし、今回の再申立てに当たり、申立人からは、申立期間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる新たな資料及び事情の提示を得ることができなかった。

また、前述の申立人より先に退職したと思う旨陳述している同僚に対し、申立期間当時の事情等を改めて照会したところ、「私は、退職理由を偽ってA社を勝手に辞めたので、自身と他の従業員の退職時期のいずれが先か後かを聞かれても分からない。申立人が申立期間も同社に勤務していたかどうかは分からないが、当時、申立人から、同社を辞めると聞いていないので、私が退職するときも申立人は勤務していたと思った。」旨陳述しており、当該同僚の申立人より先に退職したと思うとする陳述のみをもって、申立人が申立期間もA社に勤務していたとは認め難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年7月1日から申立期間直後の32年7月5日までの期間に被保険者資格を取得していることが確認でき、所在が判明した元従業員のうち、前回申立て時に照会を行わなかった者及び照会を行ったが回答が得られなかった者の計13人に照会し、5人から回答が得られたものの、申立人を知っている旨回答した者はおらず、これらの者から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、複数の元従業員が申立期間当時のA社の給与事務及び社会保険事務の担当者として名前を挙げた3人のうち2人は、既に死亡している上、前述の照会への回答が得られた残りの1人も、「私は、A社の経理業務を担当したが、厚生年金保険のことは分からない。また、申立人の名字と同じ読み方の者のことは覚えているが、申立人のことは知らない。」旨陳述しているため、これらの者からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 42 年 3 月 21 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄には申立人の旧姓が記載されているものの、住所欄には脱退手当金が支給決定された当時の申立人の実家の住所地が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、上記の裁定請求書に記載された申立人の実家の住所地に近い郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることが、同請求書により確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理の不自然さをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 1 月 26 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
しかし、私は、昭和 50 年 12 月からA社本社のB業務担当として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月からA社に勤務し、申立期間も厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成 14 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に破産宣告を受けている上、同社に係る商業登記簿において確認できる申立期間当時の代表取締役 3 人及び社会保険事務担当者とする元従業員は、いずれも、死亡又は所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人がA社に同時期に入社した同僚として名前を挙げた者は、「私は、申立人のことを自身と同時期に入社した同僚と記憶しているが、申立人の入社日までは分からない。」旨陳述している上、申立期間当時、同社経理部門の責任者であったとする者は、「申立人を覚えていない。」旨陳述しているほか、申立人が同僚として名前を挙げた複数の者を含め、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員 12 人（上記の 2 人を除く。）に照会し、7 人から回答が得られたものの、そのうち、申立人を知っているとする 2 人も、「申立人のことは、ほとんど覚えていない。」旨陳述しているため、これらの者からも、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、申立人と同時期にA社に入社したとする前述の同僚は、前述の被保険者名簿において、申立期間より後に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は、「A社での被保険者の資格取得日は、私が記憶する自身の入社日と一致している。」旨陳述している上、照会への回答が得られた複数の元従業員も、「被保険者の資格取得日と入社日は、一致していると思う。」旨回答している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、雇用保険の加入記録が確認できた一人は、雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月2日から34年3月26日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月1日から57年8月16日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月2日から34年3月26日まで
② 昭和46年1月1日から57年8月16日まで

年金事務所の記録では、私の夫がA社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、A社の社内報のインタビュー記事において、私の夫は、昭和32年5月2日に同社に入社したと答えており、入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間②に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも5万円程度低く記録されている。所持している源泉徴収票等を全て提出するので、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻が提出したA社の社内報に掲載された記事の内容を見ると、申立人が昭和32年5月2日から同社に勤務していた可能性は否定できないものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の元従業員及びB社は、A

社では正社員以外の雇用形態の者も働いていたことをうかがわせる回答をしている上、B社が提出した申立人に係る人事記録の入社年月日欄には、「昭和34年2月19日」と記載されていることが確認できることから、同社は、「当社が保管している人事記録は、従業員が正社員として勤務していた期間の記録であり、申立人は、昭和34年2月19日から当社に正社員として勤務したと考えられる。」旨回答している。

また、前述の被保険者名簿において、A社の人事記録が確認できた複数の同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、人事記録の入社日から約1か月ないし約3か月後となっていることが確認できることから、申立期間当時の同社では、正社員として入社した者であっても、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等は残存していないが、当社は、年金事務所の記録どおりの申立人の資格取得日に係る届出を行い、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していないと考えられる。」旨回答している上、同社の申立期間当時の経理事務担当者であったとする元従業員は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給与から、保険料を控除するようなことはなかった。」旨陳述している。

加えて、B社での申立人の雇用保険被保険者の資格取得日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日と同じ日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、B社は、「申立人に係る賃金台帳等の資料は残存しておらず、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答している上、同社の申立期間当時の社会保険事務担当者であったとする複数の元従業員は、「B社は、年金事務所の記録どおりの申立人の標準報酬月額に相当する報酬月額に係る届出を行い、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと思う。」旨陳述している。

また、申立人の申立期間に係る給与明細書は無い上、申立人の妻は、申立期間の一部期間に係る申立人の「給与所得の源泉徴収票」、「市民税・県民税特別

徴収税額の納税者への通知書」又は「市民税・県民税特別徴収税額変更（決定）通知書」（以下「源泉徴収票等」という。）を提出しているものの、A社の複数の同僚は、「申立期間当時のB社では、賞与等が支給されていた。」旨陳述しているところ、上記資料の給与支払総額に含まれる賞与等の額が不明であるため、申立人の申立期間における報酬月額を推算できない。

さらに、申立期間のうち、昭和46年1月1日から47年1月1日までの期間、48年1月1日から49年1月1日までの期間、50年1月1日から51年1月1日までの期間及び52年1月1日から57年1月1日までの期間については、前述の源泉徴収票等において確認できる社会保険料控除額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額及び健康保険料額並びに源泉徴収票等において確認できる給与支払総額から算出した雇用保険料額の合計額とおおむね一致していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連事情及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで
② 平成 12 年 11 月 1 日から 14 年 3 月 3 日まで
③ 平成 14 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間は、毎月 30 万円から 40 万円までの給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記の記録によると、A社は、平成 17 年に解散しており、申立期間を通じて同社の代表取締役であった申立人は、当時の給与明細書、賃金台帳等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人の申立期間に係る保険料控除額については記憶していない。」と陳述しており、ほかの元従業員からも、申立人の申立期間における保険料控除額について、陳述及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記録に遡って訂正された事跡は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。